

高齢者雇用開発特別奨励金とは!!



皆様、いつもお世話になっております。ホホホ、ホホホ 気持ちいいですねえ... ※ 来週の5/21(月)に
“シャベットデー”にして、所員みなでシャベットをつつつモリです。今から楽しみです♪
さて、「高齢者雇用開発特別奨励金」とは...

- ① “雇入れ日の満年齢が65歳以上の高年齢者”を
- ② “ハローワーク等の紹介”により
- ③ “1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者”として
雇い入れる事業主に文書で支給される助成金です。

→ 支給金額は、

対象労働者の 1週間の所定労働時間	支給金額 ※()内は中小企業の場合
30日時間以上	50 (40) 万円
20日時間以上30日時間未満	30 (60) 万円

☆ 上記以外にも 受給要件がありますので、詳しくは当事務所までご確認ください。

いくつになっても 生き生きと働ける 職場があることは、素晴らしいことですね!

当事務所の経営理念は3つあり、その3つ目に「生き生きとしていよう」といっていただける会社を
目指す」とあります。人生のなかで 長い期間を過ごす職場が、皆様にとって輝ける場所が
あるために、私共にできることがあれば 幸いです。何かございましたら、お気軽に相談下さいませ。

行ってまよ

この間、2歳に満たない
女と 鼻毛をばしして
楽しかったです...!!

